

国民健康保険について…vol2

国民健康保険の財政のしくみと国民健康保険税について解説します。

①常総市国民健康保険の財政のしくみ

国民健康保険加入者が納める国民健康保険税と、国・県・市(法律で定められたもの)からの支出金によって、国民健康保険に加入されている方の療養費や出産育児一時金、葬祭費などの給付、人間ドックや健診費用助成事業などの費用をまかっています。

②国民健康保険税の算定方法

国民健康保険加入者の方の次の3つの大区分を合わせて、世帯ごとに算出します。



国民健康保険税						
大区分	全加入者		全加入者		40歳から64歳の加入者	
	基礎課税額 (医療分)		後期高齢者支援金等課税額 (支援金分)		介護納付金課税額 (介護分)	
解説	国民健康保険加入者の方の医療費にあてるもの		後期高齢者の方の医療費を支援するもの		40歳から64歳の国民健康保険加入者の方の介護保険料にあたるもの	
中区分	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
解説	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの	課税対象所得に応じて計算するもの	1人当たりに係るもの

このようなしくみで算出され、納税義務者である世帯主に通知されます。

◆問い合わせ = ④健康保険課(内線1220)・⑤暮らしの窓口課(内線8027)

年金豆知識

令和6年度分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書をお送りしています



日本年金機構HP

令和6年2月以降にお支払する年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に必要な申告書を、公的年金について源泉徴収の対象となる方へお送りしています。届きましたら、内容を確認し、各種控除に該当する方は、記載されている期限内に提出をお願いします。

また、本年からパソコンやスマートフォンでも電子申請ができるようになりました。詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。

※源泉徴収の対象とならない方には、申告書を提出していただく必要がないため、お送りしていません。

※各種控除に該当しない方(受給者本人が障がい者・ひとり親等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がない方)は、申告書を提出する必要はありません。

◆問い合わせ = 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル ☎0570-081-240
下館年金事務所 ☎0296-25-0829

市報を見た方！初回相談無料です。

完全予約制です



弁護士法人
萩原総合法律事務所
常総支所
常総市水海道山田町1120-2 田内ビル
(294号沿い 山田北信号南)



ご予約はこちらから

☎0297-44-9954

※初回の方限定とさせていただきます。
※事情によりお断りさせていただくこともございます。

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継

